

大樹町

一般廃棄物処理基本計画

(令和2年度～令和11年度)

令和2年10月

大 樹 町

目次

第1編 総論

第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	対象地域	1
3	対象廃棄物	1
4	計画の期間	2
5	計画の位置づけ	3

第2章 大樹町の概況

1	沿革	4
2	位置・地勢・気候	4

第2編 大樹町ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状

1	ごみの収集運搬	5
2	ごみ処理施設	6
3	ごみ処理の流れ	7
4	ごみ処理の主体	7
5	ごみの排出状況	8
	(1) 人口と一般廃棄物の総排出量	8
	(2) 1人1日当たりの排出量	9

第2章 ごみ処理の取組の方向性

1	基本方針	10
2	ごみ減量・リサイクル施策	11
3	町民・事業者・行政の役割分担と協働	11
4	減量目標	13
	(1) 計画収集人口	13
	(2) ごみの発生抑制と減量化に関する目標	13

第3編 大樹町生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状

1	し尿・汚泥の排出量	14
2	生活排水処理形態別人口の推移	14
3	生活排水の処理体系	15
4	生活排水の処理主体	16

第2章 生活排水処理の取組の方向性

1	基本方針	17
(1)	生活排水処理に係る理念、目標	17
(2)	生活排水処理施設整備の基本方針	17
2	基本方針に基づく施策の展開	17
(1)	生活排水の処理計画	17
(2)	し尿・汚泥の処理計画	18
(3)	その他	18

(参考)

	ごみ排出量の実績・見込み	19
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)	20

第1編 総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、市町村が定める法定計画です。

本町では、平成8年度に「大樹町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画書」を策定し、平成14年4月からごみの有料化やごみの分別方法を変更するなど、ごみの減量化、資源化を推進し、環境の負荷の低減が図られた循環型社会の実現に向け、効率的な一般廃棄物処理に取り組んできました。

また、生活排水処理に関しては、平成12年に「大樹町生活排水処理基本計画」を策定し、生活排水処理の向上を図ってきました。

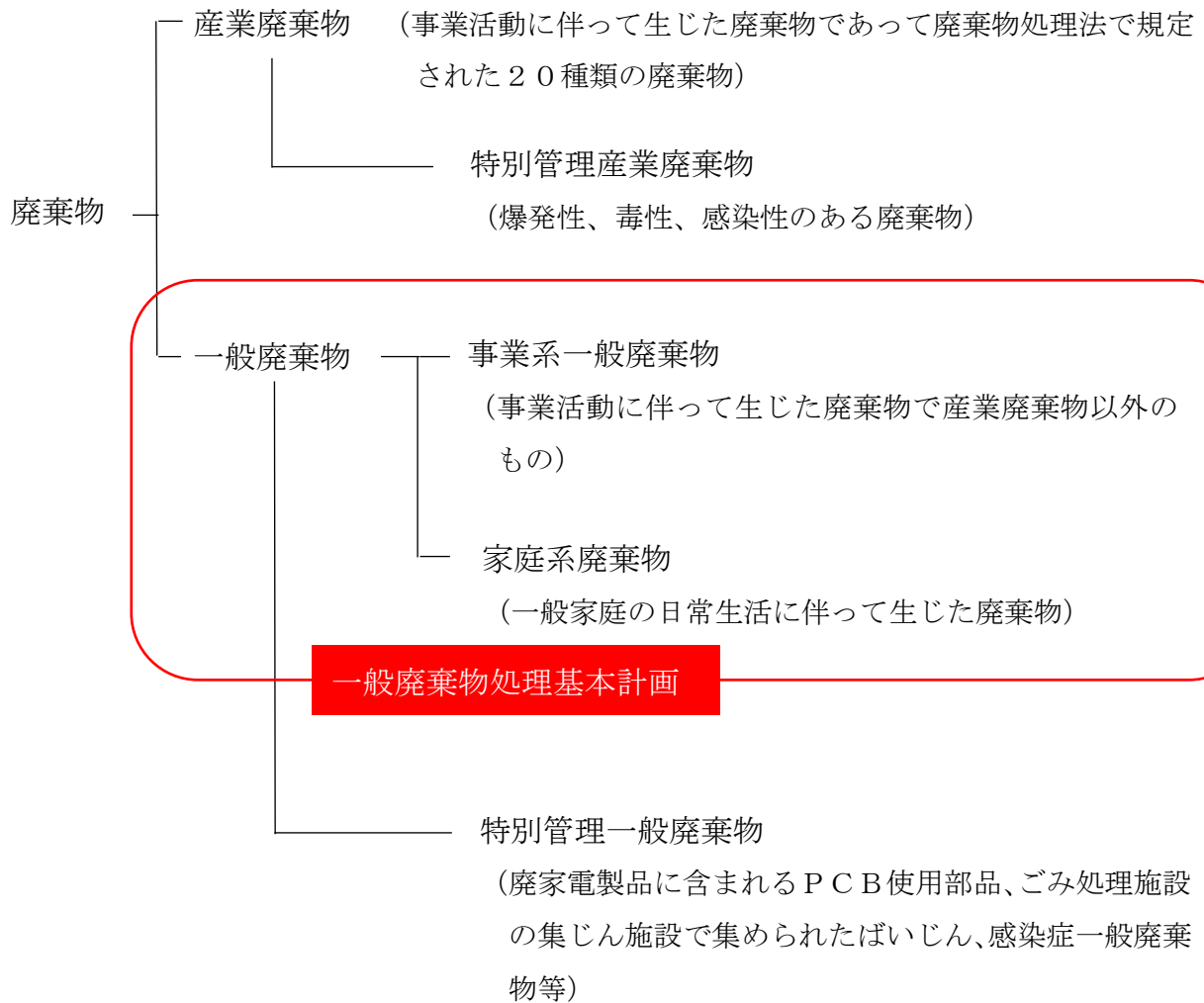
今後も町民、事業者、行政が一体となって循環型社会の定着を推進するとともに、さらなるごみの発生の抑制、再使用、再生利用等に取り組むため、本計画を一般廃棄物処理の基本的な方針とするものです。

2 対象地域

本計画の対象地域は本町全域とします。

3 対象廃棄物

「廃棄物処理法」に規定されている廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に分けられます。このうち、「産業廃棄物」は事業活動によって生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類（汚泥、廃油、鉍さい他）の廃棄物を示し、「一般廃棄物」は産業廃棄物以外の廃棄物と定義されています。



4 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和11年度までの10年間の計画を新たに策定するものです。

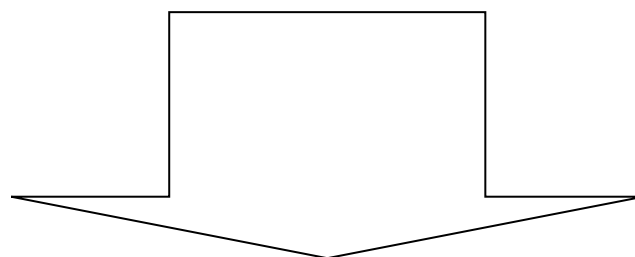
なお、今後、社会状況や国の政策、法制度の動向等に大きな変動があった際は、見直しを行うものとします。

5 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に規定する「一般廃棄物処理計画」として位置付けることとし、国の「ごみ処理基本計画策定指針」及び「生活排水処理基本計画策定指針」に基づき策定する計画です。

また、「北海道廃棄物処理計画」及び「大樹町総合計画」との整合を図りつつ、関連する方針・計画との調整にも努めるものとします。

国	北海道	大樹町
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・ごみ処理基本計画策定指針 ・生活排水処理基本計画策定指針 	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道廃棄物処理計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・大樹町総合計画 ・大樹町廃棄物の処理及び清掃に関する条例



大樹町一般廃棄物処理基本計画

ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画

第2章 大樹町の概況

1 沿革

本町は、古くは先住民族であるアイヌの人たちが生活していましたが、寛永12年（1635年）頃からアイボシマ地区で砂金採取が始まりました。明治19年（1886年）に十勝開拓の祖、依田勉三率いる晩成社が現在の生花地区で牧畜業を開始し、その後、主に本州からの入植者により町内各地で本格的な開拓が始まりました。昭和3年に現在の広尾町から大樹村として分村し、昭和24年に旧忠類村（現幕別町忠類地区）を分村、昭和26年に町制が施行され、昭和30年に旧大津村西部を編入し、現在に至っています。

2 位置・地勢・気候

本町は、北海道の東部、十勝の南に位置し、総面積は815.68km²、東は太平洋、西は日高山脈に面し、中央部は広大な十勝平野が広がり、北は幕別町、豊頃町、中札内村、更別村、南は広尾町に隣接し、農業を中心に漁業、林業を基幹産業として発展した町です。日高山脈より日本一の清流「歴舟川」がまちを流れ、海岸には原生花園が広がり、美しい自然に恵まれています。

気候は、大陸型で、四季を通じて快晴の日が多く、降水量は1100mm程度、降雪量も多くはありませんが、年間の気温差が大きく、特に12月から2月の厳寒期には氷点下20度を下回ります。また、春から夏にかけては、海霧の発生により気温の上昇しない日がみられます。

第2編 大樹町ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状

1 ごみの収集運搬

一般家庭から排出される家庭系ごみは、①「燃えるごみ」②「燃やせないごみ」③「燃えないごみ・危険ごみ」④「粗大ごみ」⑤「資源ごみ」の5種15分類を基本として収集運搬しています。

また、事業活動に伴って生じた事業系ごみは、事業者の責任において、ごみ処理施設に自己搬入するか、収集運搬許可事業者に依頼し、収集運搬することになります。

<家庭系ごみの分別、収集区分（5種15分類）と収集日>

種別	分類内容	収集日
燃えるごみ	生ごみ、汚れた紙、木くず、紙おむつ、衣類等の可燃性のもの	週2回収集 市街地：月・木 郡部：火・金
燃やせないごみ	ゴム製品等で燃やすと有害物質の発生のおそれのあるもの（プラスチック製容器包装は除く。）	週1回収集 全町：水曜日
燃えないごみ・危険ごみ	金属類、陶磁器類、ガラス、使用済乾電池、蛍光管・電球等（2分類）	週1回収集 全町：水曜日
粗大ごみ	家具類、家電類、寝具類、自転車等	週1回収集 全町：水曜日
資源ごみ	ダンボール、新聞紙・チラシ、雑誌・本、ペットボトル、トレイ・発泡スチロール、紙パック、雑紙、缶、びん、プラスチック製容器包装（10分類）	週2回収集 市街地：月・木 郡部：火・金

2 ごみ処理施設

本町では家庭系ごみと事業系ごみ（一部を除く）を、広尾町、大樹町、幕別町（忠類地域）の3町で構成する南十勝複合事務組合が運営している施設で処理しています。

なお、十勝圏複合事務組合における中間処理施設の更新にあわせてごみの共同処理について協議を進めます。

○組合の処理体制

処理区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃えるごみ ・ 燃やせないごみ ・ 燃えないごみ・危険ごみ ・ 粗大ごみ ・ 資源ごみ (缶・びん・ペットボトル・その他プラ等)
------	--

○施設の概要

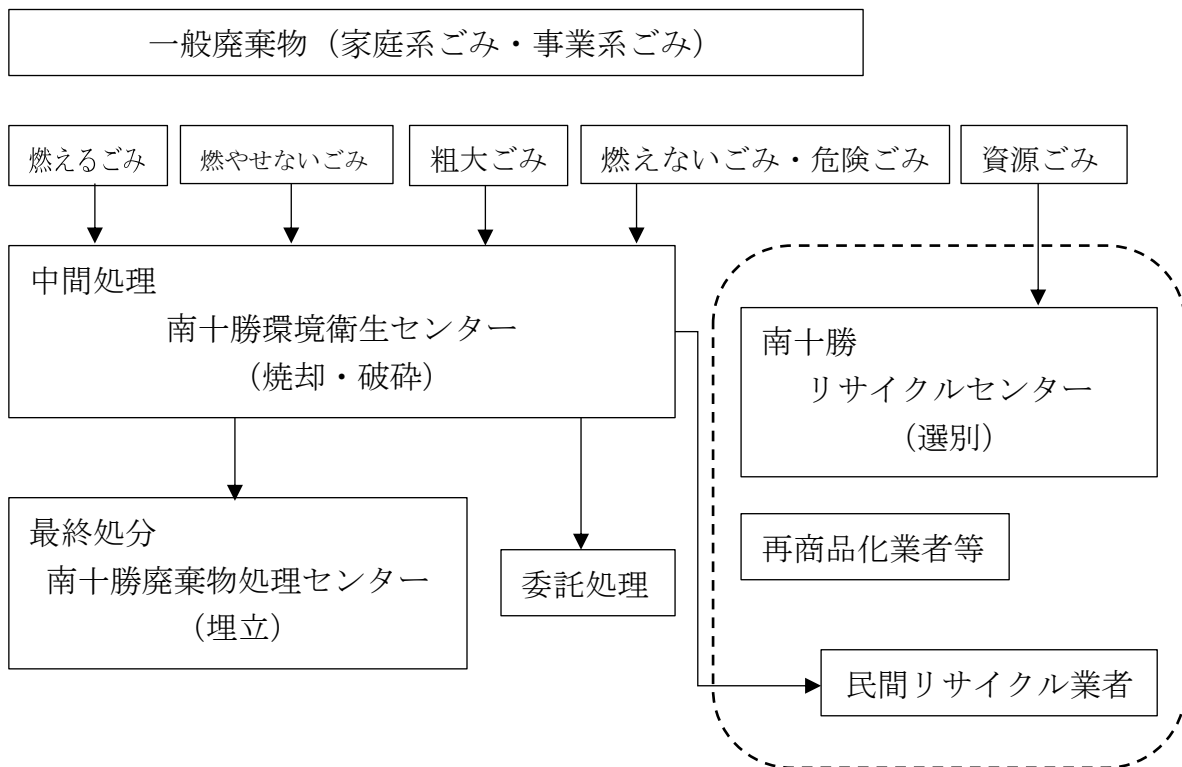
焼却施設 破砕施設	<p>南十勝環境衛生センター</p> <p>所在地：広尾郡広尾町字紋別760番地の3</p> <p>敷地面積：約22,500㎡</p> <p>処理能力：(焼却) 14t / 8h × 2炉 (破砕) 10t / 5h</p> <p>受入対象物：燃えるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ</p> <p>燃えないごみ・危険ごみ</p> <p>供用開始：平成5年12月</p>
資源化施設	<p>南十勝リサイクルセンター</p> <p>所在地：広尾郡広尾町字紋別760番地の3</p> <p>敷地面積：約2,664㎡</p> <p>受入対象物：資源ごみ (缶・びん・ペットボトル・その他プラ等)</p> <p>供用開始：平成10年4月</p>

最終処分場	南十勝廃棄物処理センター 所在地：広尾郡大樹町字蒔和394番地2 埋立面積：11,000㎡ 埋立容量：101,960㎥ 埋立工法：セル式+サンドイッチ式の併用 供用開始：昭和62年4月
-------	---

3 ごみ処理の流れ

ごみ処理の流れは、「南十勝環境衛生センター」で中間処理をし、「南十勝廃棄物処理センター」で最終処分をしています。また、資源ごみの中間処理については「南十勝リサイクルセンター」で行っています。

ごみ処理フロー図



4 ごみ処理の主体

ごみ処理の主体は、町民、事業者、行政の三者です。ごみの排出区分及び処理区分別に処理主体をまとめると以下の表になります。

なお、中間処理及び最終処分は、南十勝複合事務組合で共同処理しています。

○処理主体

区 分	家 庭 系		事業系
	計画収集ごみ	直接搬入ごみ	搬入ごみ
排出抑制	町民・行政	町民・行政	事業者・行政
収集・運搬	行政	町民・許可業者	事業者・許可業者
中間処理	南十勝 複合事務組合	南十勝 複合事務組合	南十勝 複合事務組合
最終処分	南十勝 複合事務組合	南十勝 複合事務組合	南十勝 複合事務組合

5 ごみの排出状況

(1) 人口と一般廃棄物の総排出量

住民基本台帳による人口は、平成22年度から令和元年度の10年間で578人、9.57%の減少となっています。

一般廃棄物の総排出量は、横ばいで推移しています。

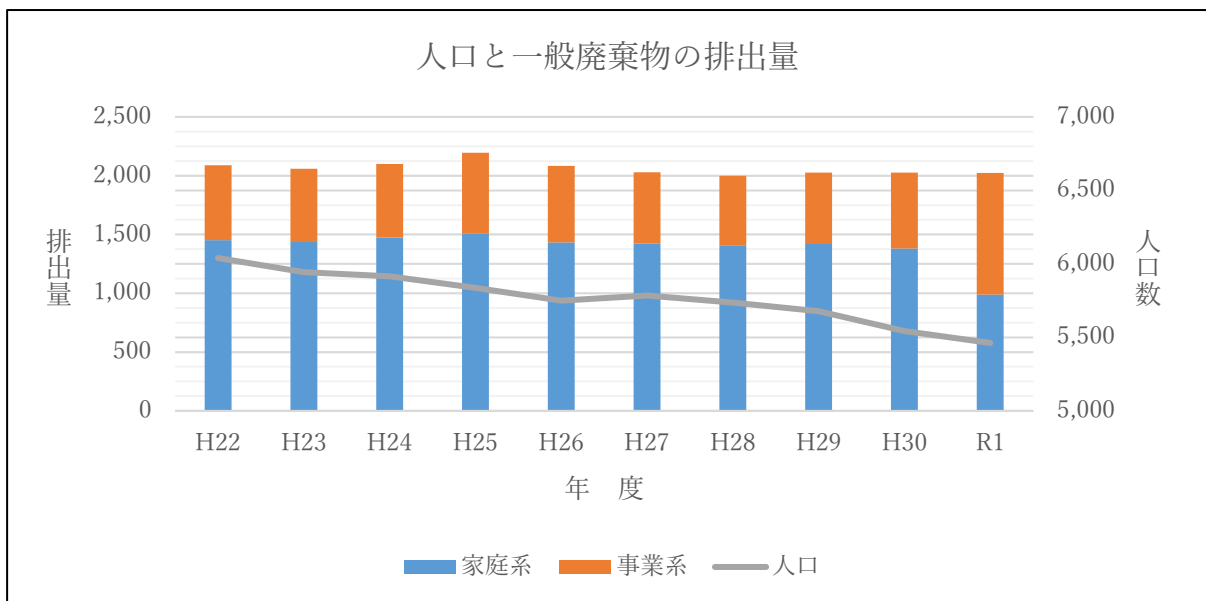


表 人口・世帯数

(単位：人・戸)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
人口	6,040	5,943	5,915	5,838	5,750	5,735	5,674	5,601	5,543	5,462
世帯数	2,638	2,618	2,648	2,629	2,657	2,651	2,668	2,697	2,708	2,720

(資料：住民基本台帳 年度末現在)

表 一般廃棄物の総排出量

(単位：t)

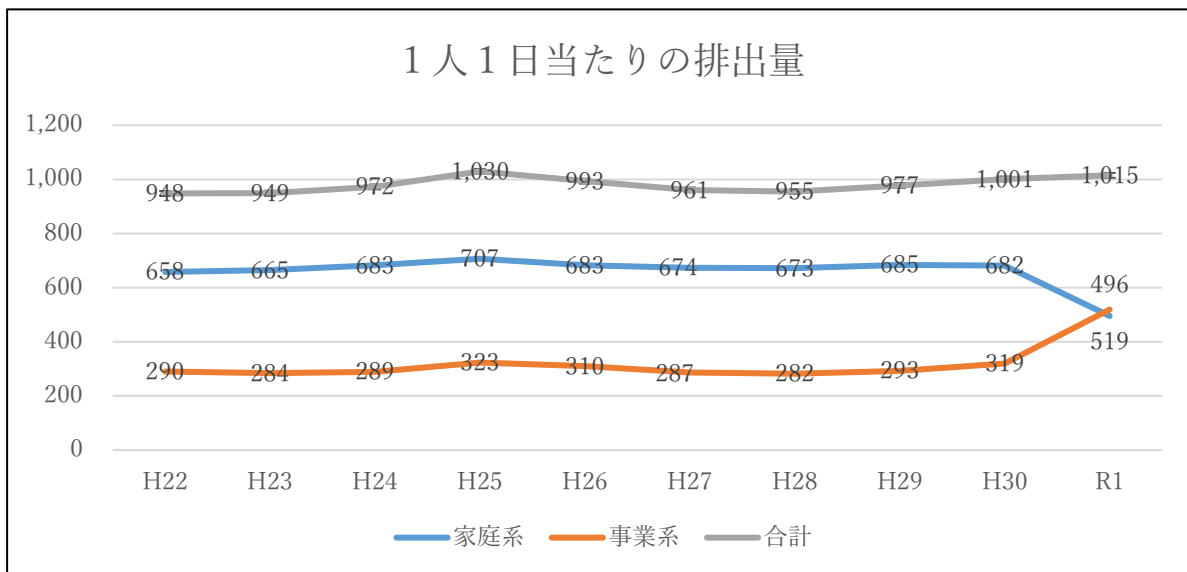
区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
家庭系	1,451	1,442	1,474	1,505	1,434	1,423	1,408	1,419	1,380	988
事業系	639	617	626	700	651	606	591	607	646	1,035
合計	2,090	2,059	2,100	2,205	2,085	2,029	1,999	2,026	2,026	2,023

※R1年度から家庭系ごみと事業系ごみの算出方法が変更となったため、事業系ごみの量が増えている。

※P19 ごみ排出量の実績・見込み参照

(2) 1人1日当たりの排出量

町民1人1日当たりのごみ排出量は平成28年度以降増加傾向にあり、平成30年度からは1,000g以上と排出量が多くなってきています。



※R1年度から家庭系ごみと事業系ごみの算出方法が変更となったため、事業系ごみの量が増えている。

※P19 ごみ排出量の実績・見込み参照

表 1人1日当たりの総排出量

(単位：g)

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
1人1日当たりの総排出量	948	949	973	1,035	994	969	965	991	1,001	1,015

第2章 ごみ処理の取組の方向性

本町の恵まれた自然環境を後世に引き継いでいくためにも、環境と調和した社会を実現することが求められています。

そのためには、ごみの「発生抑制」に取り組み、可能なものは「再利用」し、それでも発生した廃棄物については、「再生利用」(リサイクル)するという、「ごみの3R」を徹底して、すべての町民、事業者、行政が連携して廃棄物の減量、資源化を推進し、人と自然の共生及び環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の実現に向けた取り組みを進めなければなりません。

基本目標

「やすらぎを生み出す」人と自然にやさしいまちづくり

1 基本方針

① 町民、事業者、行政による協働

ごみの排出抑制、再生利用等による減量化を進めるため、町民、事業者、行政がそれぞれに役割を分担し、三者が協働によるごみの減量化に取り組みます。

② ごみ処理の適正化による循環型社会の形成

ごみの減量やリサイクルを基本とする「循環型社会」への取り組みを推進します。

③ 環境への負荷低減

ごみの収集運搬・中間処理・最終処分の各段階において、環境に少なからず負荷を与えていることから、ごみの発生・排出抑制に取り組むなど、適正で効率的な処理を行っていきます。



2 ごみ減量・リサイクル施策

○ごみ発生・排出抑制の取り組み

- ・町民、事業者の役割と責務に応じた排出抑制策とその推進
- ・多様なリサイクルルートによる減量化の検討
- ・再生品などの利用普及啓発活動の推進
- ・ごみ減量化に対する事業所への支援

○リサイクル、再資源化の推進

- ・ごみ減量、リサイクル活動の普及啓発活動を推進
- ・リサイクルに対する住民活動の支援
- ・生ごみ堆肥化容器利用の普及を推進
- ・各リサイクル法に基づく収集方法の周知
- ・再資源化に対する事業所への支援

○適正処理の推進

- ・町民の協力によるごみステーションの適正管理、適正なごみの分別排出を推進
- ・ごみの不法投棄や散乱防止に対する意識啓発を図る
- ・不法投棄防止のため、パトロールや住民の情報提供による監視システムの強化
- ・ごみ処理体制の充実と確保

3 町民・事業者・行政の役割分担と協働

循環型社会の形成には、生産・流通・販売・消費・排出において、町民、事業者、行政のそれぞれが役割分担のもと、自主的または相互に連携した取り組みを進めていくことが必要です。

○町民の主な取り組み・役割

区 分	町民の主な取り組み
ごみ発生・排出抑制の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみをできるだけ出さない工夫をする。 ・食材を無駄にせず、食べ物を残さない。 ・生ごみの堆肥化、水切りの徹底など家庭でできる減量化、資源化に努める。 ・過剰包装・レジ袋を辞退し、マイバッグを持参するなど包装材の抑制に努める。 ・使い捨て商品の購入を自粛し、詰め替え、再使用可能な商品の購入に努める。

リサイクル、再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみの分別を徹底し不適物混入による廃棄を少なくする。 ・町内会などが行う資源集団回収へ積極的に参加する。 ・故障したものは修理し、不用品のフリーマーケット利用等、長期使用に努める。
適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ出しのきまりを遵守し、適正な分別排出を徹底する。 ・住民同士が協力し、ごみ集積場所を適正に維持管理する。 ・不法投棄防止のための監視・発見時の通報に協力する。 ・自宅周辺や所有地を適切に管理し、不法投棄をさせない環境を維持する。

○事業者の主な取り組み・役割

区 分	事業者の主な取り組み
ごみ発生・排出抑制の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的で計画的なごみの減量化、資源化を進める。 ・ごみの自己処理に取り組む。 ・事業者の排出責任を明確にし、町のごみ処理事業への積極的な協力を努める。 ・ごみ処理計画及び関連施策に積極的に取り組む。 ・過剰包装の抑制に努める。 ・生ごみの自家処理に積極的に取り組む。
リサイクル、再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみの分別排出を徹底する。 ・再資源化に関する自主的な取り組みを企画する。 ・リサイクル関連法令を遵守し、製品の回収、再資源化に努める。 ・事業所における使用物品に再生品を利用する。
適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ出しのきまりを遵守し、適正な分別排出を徹底する。 ・不法投棄等を行わない。 ・不法投棄防止のための監視・発見時の通報に協力する。 ・事業所周辺や所有地を適切に管理し、不法投棄をさせない環境を心掛ける。

○行政の主な取り組み・役割

区 分	行政の主な取り組み
ごみ発生・排出抑制の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・分別形態・排出基準を明確にし、町民に分別管理の啓発と徹底を図る。 ・ごみの不法投棄防止をPRし、まちの美化に努める。 ・マイバッグ運動を推進し、レジ袋使用削減を推進する。 ・事業者に対して排出抑制、減量化、資源化の協力を要請する。 ・住民・事業者に対して生ごみの自家処理の啓発・支援する。
リサイクル、再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、広報紙、イベントなどリサイクルに関する情報提供を行う。 ・町内会などの資源集団回収を推進・支援する。 ・事業者による資源回収、再資源化推進の支援策を検討する。 ・庁舎、公共施設における排出抑制の推進、庁用品、公共関与事業における再生品の使用を促進する。
適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・町民・事業者に対し、ごみの不法投棄や散乱防止に対する意識啓発を図る。 ・不法投棄監視（パトロールなど）を実施する。 ・ごみ処理負担の公平化、排出抑制策として必要に応じてごみ処理料金の見直しを行う。

4 減量目標

(1) 計画収集人口

今後も少子化・高齢化とともに若年層の町外流出による人口減少が予測されます。このため、目標年次の令和11年度には、さらに人口減少が進み、大樹町まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンの独自推計では、計画収集人口は4,911人になると推定されます。

(2) ごみの発生抑制と減量化に関する目標

ごみの減量化や分別排出の徹底、リサイクル活動の普及啓発を推進し、令和11年度を目標年次とした「ごみの減量目標」についての数値目標を設定します。

表 一般廃棄物の減量化の目標量

区 分	基準（令和元年度）	目標（令和11年度）
一般廃棄物排出量	2,023 t	1,780 t （12%減）
1人1日当たりのごみ排出量	1,015 g /人・日	1,000 g /人・日以下
リサイクル率	9.2%	10.4% （1.2%増）

第3編 大樹町生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状

1 し尿・汚泥の排出量

本町のし尿の収集・運搬については許可業者により、また、浄化槽汚泥の収集・運搬については、許可業者が清掃業と併せて行っています。

し尿及び浄化槽汚泥は、全量を十勝圏複合事務組合の十勝川流域下水道浄化センター内にあるし尿処理施設で処理しています。

表 し尿・汚泥の排出量の推移 (単位：kℓ)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
し尿	1,803	2,019	1,974	1,881	1,881
浄化槽汚泥	296	287	284	322	302
合計	2,099	2,306	2,258	2,203	2,183

2 生活排水処理形態別人口の推移

本町における生活排水の処理形態別人口の推移は、下記のとおりとなっています。

令和元年度の生活排水処理施設の整備率は75.8%であり、平成27年度の69.8%から6.0ポイント上昇しています。

表 処理形態別人口の推移 (単位：人)

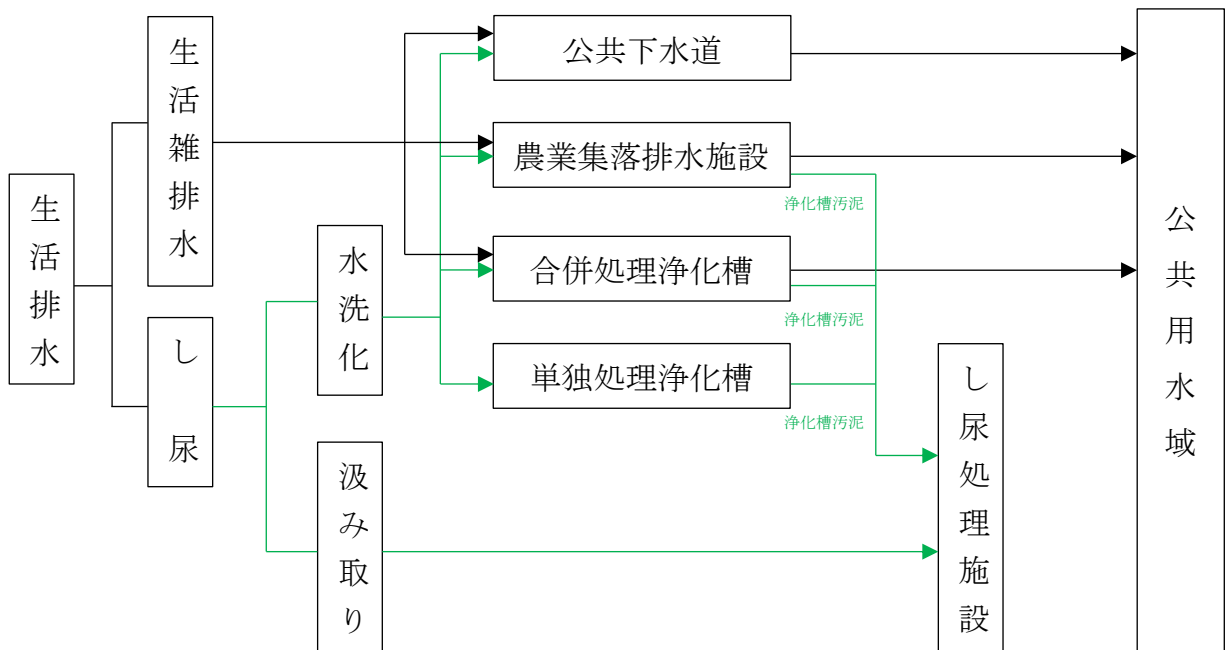
区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1. 計画処理区域内人口	5,735	5,674	5,601	5,543	5,462
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	4,002	4,164	4,196	4,176	4,141
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	638	679	702	702	670
(3) 下水道	3,364	3,485	3,494	3,474	3,471
(4) 農業集落排水施設	0	0	0	0	0

3. 水洗化・生活雑排水 未処理人口 (単独処理浄化槽)	9	9	7	7	7
4. 非水洗化人口	1,724	1,501	1,398	1,360	1,314
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

(各年度末数値)

3 生活排水の処理体系

生活排水処理の体系は以下のとおりです。下水道、合併処理浄化槽等により生活雑排水・し尿の処理を実施しています。非水洗化区域等については、汲み取りにより処理を行っています。



【図】生活排水の処理体系

4 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体は下記のとおりとなっています。

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1) 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
(2) 単独処理浄化槽	し尿	個人等
(3) 公共下水道	し尿及び生活雑排水	町
(4) し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	十勝圏複合事務組合

第2章 生活排水処理の取組の方向性

1 基本方針

(1) 生活排水処理に係る理念、目標

本町は豊かな自然環境に恵まれ、歴舟川をはじめ多くの河川を有しており、飲用水や農業用水に利用されています。

町民にとって身近な存在である河川に対する水質汚濁への関心が高まっており、生活排水を適切に処理することが重要な課題となっています。

本計画は、水質汚濁の未然防止に努め、より良い生活環境を確保するとともに、豊かな自然環境を守ることを目標としています。

(2) 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水対策の基本として、水の適正利用に関する普及啓発を行い、地域の特性、周辺環境、自然環境の保全等を十分に考慮するとともに、生活排水処理施設整備の基本方針については次のとおりとします。

- ① 下水道認可区域については、未接続家屋等に早期接続を働きかけ、下水道の利用促進を図ります。
- ② 下水道認可区域外については、個別排水処理施設整備事業又は浄化槽設置整備事業により、合併浄化槽の普及促進に努めます。
- ③ 既存の生活排水処理施設については、適正な維持管理に努めます。

2 基本方針に基づく施策の展開

(1) 生活排水の処理計画

基本方針に掲げた理念・目標を達成するために、地域の実情に応じた処理方法を採用したうえで、ほぼ全ての生活排水について施設処理することとします。

表 生活排水の処理の目標

(単位:%)

区 分	現在 (令和元年度)	目標年度 (令和11年度)
生活排水処理率	75.8	100

表 人口の内訳 (単位:人)

区 分	現在 (令和元年度)	目標年度 (令和11年度)
1. 行政区域内人口	5,462	4,911
2. 計画処理区域内人口	5,462	4,911
3. 水洗化・生活雑排水処理人口	4,141	4,911

表 生活排水の処理形態別内訳 (単位:人)

区 分	現在 (令和元年度)	目標年度 (令和11年度)
1. 計画処理区域内人口	5,462	4,911
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	4,141	4,911
(1) コミュニティ・プラント	0	0
(2) 合併処理浄化槽	670	1,579
(3) 下水道	3,471	3,332
(4) 農業集落排水施設	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	7	0
4. 非水洗化人口	1,314	0
5. 計画処理区域外人口	0	0

(2) し尿・汚泥の処理計画

し尿・汚泥の収集、運搬、最終処分については、現在の形態で実施するものとします。

(3) その他

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について町民に周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施します。

また、浄化槽の清掃及び定期点検については、広報等を通じてその徹底に努めます。

ごみ排出量の実績・見込み

●ごみ排出量総括

		実績										R 2 年以降見込み										R1年比		
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (基準年)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11			
計画収集人口		6,040	5,943	5,915	5,838	5,750	5,735	5,674	5,601	5,543	5,462	5,436	5,376	5,316	5,256	5,196	5,135	5,079	5,023	4,967	4,911	-10.09%		
ごみ排出	家庭系	収集	可燃ごみ	915	925	933	923	912	898	878	912	876	476	470	464	458	452	446	440	434	428	422	416	-12.61%
			不燃ごみ	198	190	153	160	139	143	135	140	151	149	147	145	143	141	140	138	136	134	132	131	-12.08%
			資源ごみ	129	129	167	164	151	145	158	149	149	149	148	147	146	145	144	143	142	141	140	139	-6.71%
			計	1,242	1,244	1,253	1,247	1,201	1,186	1,171	1,201	1,176	774	765	756	747	738	730	721	712	703	694	686	-11.37%
	直搬	可燃ごみ	165	150	156	193	168	157	164	157	156	176	174	172	170	168	165	163	161	159	157	154	-12.50%	
		不燃ごみ	36	37	52	53	53	65	62	54	43	35	35	34	34	33	33	32	32	31	31	30	-14.29%	
		資源ごみ	8	11	13	12	12	15	11	7	5	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0.00%	
		計	209	198	221	258	233	237	237	218	204	214	212	209	207	204	201	198	196	193	191	187	-12.62%	
	合計		1,451	1,442	1,474	1,505	1,434	1,423	1,408	1,419	1,380	988	977	965	954	942	931	919	908	896	885	873	-11.64%	
	事業系	収集	可燃ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	401	394	387	380	373	366	359	361	352	345	338	-15.71%
			不燃ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%
			資源ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	401	394	387	380	373	366	359	361	352	345	338	-15.71%
		直搬	可燃ごみ	621	604	605	668	623	582	558	564	603	563	556	549	542	535	528	521	514	507	500	492	-12.61%
不燃ごみ			14	9	15	28	19	12	21	29	26	37	37	36	36	35	35	34	34	33	33	33	-10.81%	
資源ごみ			4	4	6	4	9	12	12	14	17	34	46	46	46	45	45	45	44	44	44	44	0.00%	
計			639	617	626	700	651	606	591	607	646	634	639	631	624	615	608	600	592	584	577	569	-10.25%	
合計		639	617	626	700	651	606	591	607	646	1,035	1,033	1,018	1,004	988	974	959	953	936	922	907	-12.37%		
合計		2,090	2,059	2,100	2,205	2,085	2,029	1,999	2,026	2,026	2,023	2,010	1,983	1,958	1,930	1,905	1,878	1,861	1,832	1,807	1,780	-12.01%		
家庭系ごみ排出量原単位 (g/人日)		658.2	664.8	682.7	706.3	683.3	679.8	679.9	694.1	682.1	495.6	492.4	491.8	491.7	491.0	490.9	490.3	489.8	488.7	488.2	487.0	-1.73%		
事業系ごみ排出量原単位 (g/人日)		289.8	284.4	290.0	328.5	310.2	289.5	285.4	296.9	319.3	519.2	520.6	518.8	517.4	515.0	513.6	511.7	514.1	510.5	508.6	506.0	-2.53%		
可燃ごみ排出量原単位 (g/人日)		771.6	774.0	784.6	837.2	811.4	782.0	772.6	798.8	808.1	810.6	803.4	801.1	798.8	796.5	793.6	791.2	793.0	788.7	785.5	781.0	-3.65%		
不燃ごみ排出量原単位 (g/人日)		112.5	108.8	101.9	113.1	100.5	105.1	105.3	109.1	108.7	110.9	110.4	109.6	109.8	108.9	109.7	108.8	109.0	108.0	108.1	108.2	-2.37%		
資源ごみ排出量原単位 (g/人日)		64.0	66.4	86.2	84.5	82.0	82.2	87.4	83.2	84.5	93.3	99.3	99.9	100.5	100.6	101.2	101.9	102.0	102.5	103.1	103.8	11.22%		
ごみ総排出量原単位 (g/人日)		948	949	973	1035	994	969	965	991	1001	1,015	1,013	1,011	1,009	1,006	1,004	1,002	1,004	999	997	993	-2.14%		
リサイクル率		6.7%	7.0%	8.9%	8.2%	8.2%	8.5%	9.1%	8.4%	8.4%	9.2%	9.8%	9.9%	10.0%	10.0%	10.1%	10.2%	10.2%	10.3%	10.3%	10.4%			

※ 計画収集人口：H 2 2 年度～R 1 年度は住民基本台帳の年度末の値、R 2 年度～R 1 1 年度は大樹町まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンの独自推計値を適用

(参考)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

(定義)

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(国民の責務)

第二条の四 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

一般廃棄物の処理に関する事業は、住民の日常生活に最も密着した行政サービスの一つであり、地方自治法第二条に定める「市町村は、基礎的な地方自治体として、都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、地域における事務を処理するものとする」に該当する。

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

廃棄物の排出抑制、分別収集の徹底、資源ごみの再生等ごみの減量化に関する施策については、住民、廃棄物処理業者、事業者等の関係者の協力が特に必要となる分野であることから、その点に鑑みて、一般廃棄物の減量化に関する事項のみならず、その他一般廃棄物の処理全般に関する事項について審議することができるものである。

(一般廃棄物処理計画)

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つように努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。